

県学校業務改善方針を改定

時間外月45時間以内

まずは80時間超ゼロに

時間外在校等時間月80時間 こと。昨年4月から今年1月に残業が月80時間を超え

県教委はこのほど、教員の働き方改革についてまとめた「県学校業務改善方針」を改定した。文部科学省の指針に沿い、時間外の在校時間の上限を月45時間以内にするなどを追加。勤務時間の記録は公文書として保存管理し、実際の勤務時間を記録するよう徹底することも付け加えた。

目標は、方針設定時と同じ「2021年度末までに

た教員は5011人で、前年同期と比べて3797人(43・1%)減り、一定の成果が見られている。

一方、国が抱げる45時間以内を達成するには、教職員の定数改善や部活動の位置づけなど「国の取り組みが大きく影響する」と県教委。まずは80時間以上の教職員ゼロを目指し、長時間

勤務の仕事状況の分析、業務の適正化を図るとした。

勤務時間の記録は、公務災害が生じた際に重要な記録になるため公文書としての管理・保存を適切に行うことも追記。また、目標の時間内に収めるため、必要な活動をおろそかにしたり、実際の勤務時間より短く記録したり、させたりすることが

ないよつに徹底するとした。

勤務時間を年単位で調整する「変形労働時間制」に関しては「必要となる条例や規則の改正などを検討する」にとどめた。豊北欽一教育長は、長時間勤務者が固定化している現状を踏まえ「導入できる教員にとっては良いが、今の状況では偏りが生じると説明した。(栗原愛)